

# インフルエンサーマッチングサービス利用約款

## 第1条（本約款の適用）

- インフルエンサーマッチングサービス利用約款（以下「本約款」といいます）は、第4条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）の利用を希望し、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）がこれを承諾した者（以下「契約者」といいます）と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的します。当社は、契約者との間で本サービスの本契約を締結し、本サービスを提供するものとします。
- 本サービスの利用にあたっては、契約者が別途当社の定める基本約款に基づく基本契約を締結していることを前提とします。
- 本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、基本約款（以下、基本約款と本約款を併せて「当社約款」といいます）が契約者に適用されます。
- 当社が本サービス又は本サービスにかかるウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）上で掲載する本サービスの利用に関するルールは、本約款の一部を構成します。
- 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
- 契約者が最新の本約款に同意した場合又は第3条（本契約の締結及び成立）の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約（第3条第3項に定義します）について、最新の本約款が適用されます。
- 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義を有するものとします。
- 株式会社UNIT（以下「UNIT」といいます）が制定する「インフルエンサーブラットフォーム「ユニット」利用規約」は本サービスには適用されません。

## 第2条（定義）

本約款で使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- 本プラットフォーム  
UNIT が提供するグルメ特化型インフルエンサーブラットフォームをいいます。
- 会員  
本プラットフォーム内において、UNIT 所定の会員登録手続きを完了し、UNIT が登録内容を承諾したインフルエンサー（個人又は法人）をいいます。
- チケット  
本プラットフォーム内又は付随するサービスにおいて、契約者から会員に対して依頼される業務をいいます。
- ギフティング  
チケットの実施を目的として契約者から会員に対して提供される料理、飲料、商品、サービス、役務をいいます。
- アカウント  
本プラットフォームを利用するための ID 及びパスワードをいいます。
- 利用開始日  
当社が契約者に対し、初期設定が完了したアカウントの情報を電子メール等で通知した日の属する月の翌月 1 日をいいます。
- 登録情報  
本プラットフォーム又はそれに付随するサービスを通して登録、取得又は収集された契約者に関するすべての情報をいいます。
- 個人情報等  
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報又はその情報に紐づく全ての情報をいいます。
- 秘密情報  
契約者及び会員が本プラットフォームを通して得た一切の情報をいいます。
- 派生データ  
本プラットフォームを通して得られた情報を加工、分析、編集、統合等して得られたデータを意味します。
- 対象データ  
本プラットフォームを通じて算出、取得又は収集されたデータ（本プラットフォーム上のデータベースに登録された会員の SNS 上のデータ、情報等を含みます）を意味します。
- SNS  
LINE、Instagram、TikTok、X など、ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいいます。

## 第3条（本契約の締結及び成立）

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等（以下併せて「申込書等」といいます）に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条（基本契約の締結及び成立）の定めに従って当社所定の審査を行います。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
  - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - 申込書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
  - 営業に必要な許認可を取得していない場合
  - 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
  - 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
  - その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不適当であると判断した場合
- 本サービスにかかる契約（以下「本契約」といいます）は、当社が利用希

望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。

## 第4条（本サービス）

- 当社は契約者に対し、UNIT が提供する本プラットフォームを利用して、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供します（第1号及び第2号に定めるサービスを総称して「本サービス」といいます）。
  - インフルエンサーマッチングサービス  
契約者と契約者の運営する飲食店（以下「契約者店舗」といいます）を SNS で PR する会員をマッチングさせる、以下の機能を有したグルメ特化型インフルエンサーブラットフォームを提供するサービス
    - 会員がチケットの獲得を目的として契約者に対して提供する情報の掲載
    - 契約者が契約店舗を PR する会員の獲得を目的として募集するチケット及びギフティングの情報掲載
    - その他上記各号に付随するサービス
  - 初期設定代行サービス  
本プラットフォーム登録時に以下項目の初期設定を当社が代行するサービス
    - 契約者のストア情報登録
    - チケット初期登録
- 本サービスは、第三者のサービスと連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて第三者のサービスと連携できない場合でも当社はその責任を負いません。
- 本サービスの詳細（本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに本ウェブサイトのデザイン及び URL を含みますが、これらに限られません）は、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを隨時自由に見直すことができるものとします。
- 当社は、本サービスに付随して、別途契約者による申込みを必要とする有料のオプションサービスを提供する場合があります。当該オプションサービスの内容、利用料金、その他の条件については、別途当社が定めるものとします。

## 第5条（インフルエンサーへのギフティング）

- 契約者は、本サービスに基づき会員が契約者の運営する飲食店に来店した際、契約者による責任と負担において、当該会員に対しギフティング（詳細は本サービスを通じて会員に提示された条件に従います）を行うものとします。契約者はギフティングの提供をもって、インフルエンサーに対する報酬とすることに合意するものとします。
- 当社は、会員の不來店や SNS 投稿の実施を契約者に対して保証しません。契約者が会員に対しギフティングを行ったにもかかわらず、会員が SNS で PR を行わない場合であっても、当社は、これに関し一切責任を負わず、契約者は、第12条に定める利用料金を当社に支払う義務を免れないものとします。

## 第6条（アカウントの管理）

- 当社は、本プラットフォームを利用する契約者の役員、従業員その他使用者（契約者が個人事業主である場合は契約者自身を含みます）に対し、アカウントを提供します。
- 契約者は、自己の管理下においてアカウントを管理及び保管するものとし、これを第三者に貸与、譲渡、名義変更、又は売買等（以下「第三者提供等」といいます。）をしてはなりません。但し、契約者が業務上必要な範囲でこれらを使用される場合には、この限りではありません。
- アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用又は盗用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- アカウントの盗用、又は第三者に不正に使用されていることが判明した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当社からの指示に従うものとします。
- アカウントを使用して行われた行為のすべては、契約者による行為みなして契約者は当社に対し、その責任を負うものとします。
- アカウントに関する、当社の責めに帰すべき事由によらず契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- 契約者が、自己が運営する複数の契約者店舗にて本サービスを利用するため本契約を締結した場合、各店舗のアカウントを同一の管理画面に紐づけることができます。この場合、契約者は、当社が初期設定及び契約者へのサポートを目的として、当該管理画面を通じて各店舗の情報を閲覧する場合があることに、あらかじめ同意するものとします。
- 契約者からの問い合わせ内容について、当社が調査のために管理画面の確認が必要であると判断した場合、当社は契約者に対し、当社が管理画面を閲覧するための一時的なアカウントの発行を依頼することができます。この場合、契約者は、合理的な理由なくこれを拒否できないものとします。
- 契約者は、アカウントの提供を受けてから利用開始日までの期間は、チケットの申請その他一部の機能を利用できない場合があることに、あらかじめ同意するものとします。

## 第7条（本サービスの提供）

- 本サービスは、本プラットフォーム（本プラットフォームにかかるアドバイスを含む）及び初期設定代行を提供することに限られ、契約者と会員間の契約者店舗にかかる PR 依頼に関する一切の合意（以下「PR 依頼契約」といいます）に關し、当社及び UNIT は関与しません。また、当社及び UNIT は、PR 依頼契約の当事者にはならず、契約者又は会員の媒介、代理等を行うものではありません。また、契約者と会員との間の PR 依頼契約に基づき会員が投稿した内容についても、当社は一切関与せず、契約者が当該投稿内容の修正等を希望する場合は、契約者と会員との間で直接調整するものとします。
- 契約者は、初期設定代行サービスの利用にあたり、当社が登録を代行するために必要とする一切の情報（ストア情報、チケット情報等を含みますが、これらに限られません）を、真実、正確かつ最新の内容で当社に提供するものとします。契約者が提供した情報の内容に起因して契約者、会員その他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
- 契約者から、会員に対してチケット及びギフティングの実施に必要な情報を提供したにもかかわらず、会員が承諾した日時に来店しなかった場合や、会員によりチケットに定める PR が実施されなかった場合、契約者と会員の間で解決するものとします。これにより契約者に損害が生じた場合でも、

4. 当社及びUNITは責任を負わないものとします。  
契約者は、当社及びUNITに対し、会員が契約者に対して行うチケット若しくはチケット実施後の完了報告画面等について、非独占かつ無償による、使用、複製、公衆送信、頒布、翻訳等に関するライセンスを付与するものとし、当社及びUNITに対して著作人格権行使しないことに同意するものとします。

#### 第8条（プラットフォームの使用に必要な設備の負担等）

1. 本プラットフォームの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。
2. 契約者は自己の本プラットフォーム利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 当社及びUNITは、契約者が送受信した情報を運営上一定期間保存している場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではありません。当社及びUNITはいつでもこれらの情報を事前に通知することなく削除できるものとします。なお、当社及びUNITは、かかる情報の削除に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本プラットフォームの利用開始に際し又は本プラットフォームの利用中に、当社ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を契約者のコンピューター等にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅若しくは変更又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社及びUNITは契約者に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（法令遵守等）

1. 契約者は、本サービスを利用して会員との間でPR依頼契約を締結するにあたり、自らが当該契約における契約当事者となることを認識し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます）、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます）、その他関連する一切の法令、ガイドライン等を遵守する義務を負うものとします。これらの義務には、会員に対するチケット内容、ギフティング内容、その他の取引条件を法令の定めに従い明示する義務、並びにその他法令上発注者として課される一切の義務が含まれますが、これらに限られません。
2. 契約者は、チケットに「会員による本プラットフォームの利用に関連する投稿には、SNSやメディア上に、広告、PR、プロモーション、タイアップ、協賛等、契約者からの依頼を受けて商品やサービスの提供があった旨を明確に表示する」旨を記載するものとし、契約者は広告主として、会員にこれらを明確に表示させる義務を負います。

#### 第10条（バックアップ）

- 契約者は、登録情報について、自らの責任でバックアップを行うものとし、当社は、契約者及びUNITに関する一切の情報保管、保存及びバックアップ等に関し、一切責任を負いません。

#### 第11条（本サービスの契約期間）

1. 本サービスの契約期間（以下「本契約期間」といいます）は、本契約の成立日から有効とし、利用開始日より起算して1年後の応当日の前日までとします。
2. 本契約期間の満了日の45日前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件下で1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

#### 第12条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、申込書表面に記載のとおりとします。なお、利用料金は、利用開始日から発生します。
2. 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。

#### 第13条（支払条件及び支払方法）

1. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法（契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法）に従い、当社に支払うものとします。
2. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。
3. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

#### 第14条（当社による本契約の解約）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 契約者が当社約款に違反した場合
  - (2) 本契約の成立後6か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない等本サービスを利用する意思がないと当社が判断した場合
  - (3) 契約者が本サービスの利用料金の支払いを滞り、当社からの催告にかかるわらず相当期間経過後も支払いがない場合
  - (4) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなつたと当社が判断した場合
  - (5) 当社、UNIT、他の契約者、SNS運営者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的で本プラットフォームを利用した、又は利用しようとした場合
  - (6) SNS運営者等が定める規約に違反したことその他の理由によって、運営者からそのツールの提供や連携を受けられなくなつた場合
  - (7) 本プラットフォームの運営を妨害した場合
  - (8) 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
  - (9) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を

#### 受けた場合

- (10) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
- (11) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となつた場合
- (12) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受けた場合
- (13) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
- (14) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (15) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (16) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- (17) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (18) 契約者が死亡した場合
- (19) 契約者による当社への過度な要求があつた場合
- (20) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (21) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、本契約を終了させることができるものとします。

#### 第15条（契約者による本契約の解約）

1. 契約者は、本契約期間中に本契約を解約する場合、当社所定の方法に従い、解約希望日の45日前までに当社に対し本契約を解約する旨の届け出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させができるものとします。
2. 前項により本契約を解約する場合、契約者は、契約残期間分の利用料金全額を当社に一括で支払わなければならないものとします。なお、解約希望日が月の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。

#### 第16条（本契約終了後の取り扱い）

1. 契約者は、終了事由のいかんにかかわらず、本契約終了後直ちに、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての貸与物（アカウントを含むがこれに限られない）を、当社の指示に従い返却し、または契約者の責任で廃棄または消去するものとします。
2. 本契約終了後といえども、契約者は、契約終了日から1か月間、契約者が登録した本契約期間中に登録したチケット情報、及びやり取りをした会員との情報整理を目的として、本プラットフォームの管理画面を開覧することができます。但し、当該期間中は、新たなチケットの申請や会員への依頼等、一部機能の利用はできません。なお、当該期間経過後は、管理画面の動作を保証しないものとします。
3. 本契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本契約が適用されるものとします。

#### 第17条（本サービスにかかる再契約）

- 本契約終了後に契約者が再度本サービスの利用を希望する場合（以下「再契約」といいます）、契約内容に応じて、当社は契約者が過去に利用していたアカウントを再有効化、又は新規にアカウントを作成するものとします。アカウントの取り扱いに関する詳細は、再契約時に別途当社が定めるものとします。

#### 第18条（禁止事項等）

1. 契約者は、本プラットフォームの利用にあたり、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。
  - (1) 当社、UNIT、他の契約者、会員、Instagram等SNSの運営者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます）
  - (2) 犯罪行為又は公序良俗に反する行為
  - (3) 犯罪又は青少年に有害な情報を送信する行為
  - (4) 异性又は同性との性的行為又は交際を目的とした情報を送信する行為
  - (5) 法令又は当社、契約者、会員が所属する業界団体の内部規則等に違反する行為
  - (6) コンピューター・ウィルスその他の有害なプログラムを含む情報を送信する行為
  - (7) 本プラットフォームに関する情報を意図的に改ざん又は削除する行為
  - (8) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の不正操作をする行為
  - (9) 本プラットフォームの運営を妨害すると判断される行為
  - (10) 別の個人又は法人になります行為
  - (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、景品表示法、医療法、金融商品取引法、特定商取引法その他一切の法令に反する行為及び、当該行為を会員にさせようとする行為
  - (12) 景品表示法、フリーランス法、その他関連する一切の法令等に違反する行為（ステルスマーケティング等と疑われる行為を含む）
  - (13) 会員に対して不当な要求、又は指示を行なう行為
  - (14) その他当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、本プラットフォームを利用して広告を行うにあたり、以下の事項の遵守に努めるものとします。
  - (1) 契約者が管理運営するウェブサイト及びSNSの投稿の表示内容（以下「表示」といいます）に本利用規約で禁止される事項（以下「禁止される表示」といいます）が含まれないか隨時確認し、表示の根拠となる情報を確認し保管すること
  - (2) 契約者において表示の管理を徹底し、必要に応じて研修を行った管理担当者等を設置すること
  - (3) 禁止される表示が判明した場合は、自ら是正し、又は表示管理者に是正を求め、表示の削除または訂正を行うこと
  - (4) 禁止される表示の通報窓口を設置すること

(5) 表示において、広告であることを明記すること

#### 第19条（本サービスの提供の停止等）

- 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止することができるものとします。
  - 本サービスの提供に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行なう場合
  - コンピューター、通信回線等が事故により故障又は停止した場合
  - 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの提供ができないとなった場合
  - Instagram等その他のSNSに、トラブル、ツール提供の停止、本プラットフォームとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
  - その他、当社が停止を必要と判断した場合
- 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます）、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができます。
  - 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
  - 契約者、契約者の役職員その他の関係者が逮捕、起訴された場合
  - 契約者による本サービスの利用料金その他当社への支払が遅滞した場合
  - その他当社が合理的な理由により契約者に対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 前2項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

#### 第20条（本サービスの廃止等）

- 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することができます。この場合、相当期間をもって契約者に対して通知を行うものとします。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要が生じたと当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができます。
- 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

#### 第21条（知的財産権等）

- 本サービスの提供に伴い当社又はUNITが作成したドキュメント（マニュアル、レポート、提案書等を含むがこれらに限られません）、本プラットフォーム（プログラムを含みますがこれらに限られません）及び本ウェブサイト（以下あわせて「著作物等」といいます）の所有権並びに著作権その他一切の権利（以下「知的財産権等」といいます）は、当社、UNIT又はライセンスを許諾している者に帰属します。但し、当該著作物等に契約者が従前より権利を有するものが含まれる場合はこの限りではありません。
- 当社は、契約者に対し、本サービスの利用にあたり必要な範囲内において、前項に定める著作物等を利用することを許諾します。但し、契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、著作物等を複製、翻訳、改変等を行ってはならないものとします。
- 会員が本サービスに関連してSNS等に投稿した文章、画像、動画その他一切のコンテンツ（以下「本投稿コンテンツ」といいます）の著作権その他一切の知的財産権が、法令に別段の定めがある場合を除き、当該本投稿コンテンツを創作した会員本人に帰属します。本サービスには、本投稿コンテンツの二次利用（契約者のウェブサイトへの掲載、広告利用、その他複製、公衆送信、翻案等の一切の利用を含みますが、これらに限りません）に関する会員からの許諾は一切含まれおりません。
- 契約者は、会員からの事前の許諾なく、本投稿コンテンツの二次利用を一切行ってはならないものとします。契約者による無断利用によって会員その他の第三者との間で生じた一切の紛争及び損害について、当社及びUNITは責任を負いません。

#### 第22条（個人情報等その他情報の取扱い等）

- 当社は、個人情報等の取り扱いにあたっては、個人情報保護法（個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ）及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」(<https://corporate.gnavi.co.jp/policy/>)に従って、適切に取り扱うものとし、また、契約者は本条および次条に同意した上で本サービスを利用するものとし、同意をしない場合は本サービスを利用することはできません。
- 当社は、本サービスにおいて取得する個人情報等について、以下の目的に利用します。
  - 本サービスにおける各種アカウントの作成
  - 本サービスの提供
  - 本サービスに関するお問い合わせ対応
  - 契約者に対するご連絡
  - 統計データ、分析データ又は集合的データの形式への処理若しくは加工（個人情報を含まず、かつ情報主体の特定できない状態のデータを作成することを指し、当該データを総称して「統計データ等」といいます）
- 当社は、前項に定める利用目的を達成するために、利用目的達成の範囲内において、当社の委託先に対して個人情報を含むすべての登録情報、対象データ、及び派生データを提供する場合があります。この場合、当社は委託先に対して委託業務遂行の範囲でのみ使用させるものとし、当社は委託先の行為について一切の責任を負うものとします。
- 当社は、契約者が本サービスを利用することによって当社が取得した氏名、メールアドレス等の個人情報を含むすべての登録情報、対象データ、及び派生データを、本条第2項の目的のため、書面若しくは電子データにて当社が本プラットフォームを運営するUNITに対して第三者提供する場合があります。なお、UNITは、当社より提供を受けた個人情報等に関して、UNITが定めるプライバシーポリシー([https://unit-g.com/privacy\\_policy/](https://unit-g.com/privacy_policy/))に従って取り扱うものとします。
- 当社は、契約者が、当社約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとします。

6. 当社は、本サービスの利用により、登録情報を格納するサーバーを管理及び運営する第三者に対して登録情報を提供する場合があります。

- 契約者は、本サービスに関連して自らが第三者から個人情報等を取得する場合、当該個人情報等にかかる利用目的の通知ならびに当該個人情報等を当社及びUNITに開示・提供することに関する同意を取得する等、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令等（以下「個人情報保護法等」といいます）上必要となる措置を講じるものとします。
- 契約者は、本サービスを通じて個人情報等の提供を受ける場合があることを承諾するものとします。また、契約者は、かかる場合において、当該個人情報等を自らの責任のもと適切に取り扱うとともに、個人情報保護法等上必要となる措置を講じるものとします。

#### 第23条（派生データ及び対象データ）

- 当社及びUNITは、本契約の有効期間中であるか否かにかかわらず、対象データ及び派生データの利用権限を有し、また、対象データ及び派生データを第三者に提供することができるものとします。但し、対象データ及び派生データに個人情報が含まれている場合は、当該個人情報は当社又はUNITのプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。
- 契約者は、対象データ及び派生データについて、本契約の有効期間中にのみ、本プラットフォームの利用に必要な範囲に限り、利用することができるものとします。
- 契約者は、対象データ及び派生データについて、第三者に提供することはできません。但し、広告代理店が自らの顧客に対して必要となる範囲において提供する場合、その他正当な理由があると当社が認める場合にはこの限りではありません。
- 契約者は、対象データ及び派生データを善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならず、適切な管理手段を用いて、自己の重要な秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとします。

#### 第24条（商標等の使用）

- 契約者は、本プラットフォームの利用に際し、自己の名称、サービスマーク、ロゴ又は商標（以下総称して「本商標等」といいます）を、本契約の有効期間中に限り、本プラットフォームの利用主体であるとの告知をする目的に限って当社又はUNITが使用することにつき予めこれを許諾するものとします。
- 当社は、別途申出があった場合には、当該申出に係る本商標等の使用につき、内容の変更又は中止等の措置を講じるものとし、当社をしてUNITのこれらの措置を講じるものとします。
- 当社又はUNITが、本商標等の使用について第三者から異議を述べられた場合、当社は直ちにその旨を該当する契約者に報告します。
- 前三項に定める本商標等の使用に関する規定はいずれも、当社又はUNITが本商標等の使用を義務付けられるものではありません。契約者は、本商標等の使用については当社又はUNITが裁量を有するものであることを了承ください。

#### 第25条（秘密保持）

- 契約者は、秘密情報を本プラットフォームの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があつた場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
- 契約者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、当該複製物は、秘密情報と同様に厳重に管理を行うものとします。
- 契約者は、当社から求められた場合には、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は含まれた書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

#### 第26条（紛争の処理）

- 契約者は、本サービスについて会員その他第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張（以下、総称して「クレーム等」といいます）がなされた場合、直ちに当社に通知の上、当社の指示に従うものとします。
- 契約者は、自己の責任により本サービスを利用するもののとし、会員その他第三者からのクレーム等については、自己の責任を負担においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。但し、当社がクレーム等について、解決に向けた対応を当社が行う必要があると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、契約者の同意を得ることなく、当該クレーム等に対応することができるものとします。
- 本サービスの利用から生じる損害（会員その他第三者によるクレーム等に起因する損害を含みます）については、当社は一切責任を負いません。
- 前項に加え、契約者は、クレーム等により当社が被った損害（弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む）及び損失を賠償または補償するものとします。但し、かかるクレーム等が当社の故意または重大過失に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第27条（非保証・免責）

- 当社及びUNITは、本プラットフォームを利用した結果につき如何なる保証も行うものではありません。当社及びUNITは、本プラットフォームについて、特定の目的への適合性、商業的の有用性、収益性、最新性、完全性、継続性等を含め、一切保証しません。
- 当社及びUNITは、対象データ及び派生データの正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
- 契約者は、SNS等の規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、契約者とSNS運営者との間で紛争等が生じた場合でも、当社及びUNITは当該紛争等について一切の責任を負いません。本プラットフォームを利用したことにより契約者アカウント又は広告代理店アカウントを削除又は停止された場合であっても、当社及びUNITは当該削除、停止から生じた一切の結果について、責任を負いません。
- 契約者が当社から、本プラットフォーム及び付随するサービスその他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は契約者に対し当社約款において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
- 契約者は、本プラットフォームを利用することが、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任及び費用に基づ

いて調査するものとし、当社及び UNIT は、契約者による本プラットフォームの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

6. 当社及び UNIT は、本プラットフォームの提供の中止、停止、終了、利用不能又は変更、契約者の情報の削除又は消失、申込の取消、本プラットフォームの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本プラットフォームに関連して被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
7. 本プラットフォーム及び付随するサービスから、他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社又は UNIT のウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社及び UNIT は、当社又は UNIT のウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
8. 当社及び UNIT は、本プラットフォームに関連して契約者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。消費者契約法又は強制法規の適用その他これに類する理由により当社が契約に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、基本約款に定める損害賠償規定に則るものとします。

#### 第28条（契約者による賠償等の責任）

1. 契約者は、本規約に違反することにより、本プラットフォームの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 契約者は、本約款第 6 条第 2 項に違反してアカウントを第三者提供等した場合、又は第 23 条第 3 項に定める義務に違反して対象データ若しくは派生データを第三者に提供した場合、金 100 万円に当該第三者提供等又は提供に係る一切の対価を加えた金額を当社に対し賠償しなければなりません。当該義務違反により当社に生じた損害が当該金額を上回る場合には、契約者は、当社に生じた損害を別途賠償しなければなりません。
3. 契約者が、本プラットフォームに関連して他の契約者、その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、速やかにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
4. 契約者による本プラットフォームの利用に関連して、当社が、他の契約者、その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、契約者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

#### 第29条（存続条項）

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第 5 条第 1 条（インフルエンサーへのギフティング）第 2 項、第 6 条（アカウントの管理）第 3 項乃至第 6 項、第 7 条（本サービスの提供）第 1 項及び第 3 項、第 8 条（プラットフォームの使用に必要な設備の負担等）第 3 項及び第 4 項、第 15 条（契約者による本契約の解約）第 2 項、第 16 条（本契約終了後の取り扱い）、第 21 条（知的財産権等）乃至第 25 条（秘密保持）、第 26 条（紛争の処理）乃至第 28 条（契約者による賠償等の責任）までの規定は、対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。但し、第 25 条（秘密保持）については、本契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

制定日 2025 年 10 月 1 日